

除カンコトヲ欲スルナリ
幸ニ此地ノ曠岸ハ他ノ所々ニ在テ我カ示授セシ方法ニ準
シ潤流ヲ一方ニ遠サケ以テ之ヲ修治センコト猶未タ難シ
トセズ

吉野川全流域ニ於テ(苟モ港アリ河川アル日本全国各所
ニ於ケルモ皆然リ)既ニ述アル所ノ切畑ノ如キハ實ニ山
地ノ蔽悪ヲ速ク看ナレハ決然禁止セラレンコトヲ要ス況
ヤ其開墾ハ只兩三年僅够ノ收穫ヲ期スル者ナルニ於テ
ヤ、板令ヒ山地ヲ害セザルノ切畑ト豈比豫メ官ノ許可
ヲ得テ而後之ヲ施行セシメントモ亦緊要ナリ、切畑開墾
若ハ先ツ山林監視者ニ示スニ官許ヲ証スヘキ書類ヲ以テ
シ次ニ其業ニ着手從事スルノ順序ナキヲ得ズ

治川工事

川内諸工事ノ着手ハ先ツ水流衝突欠陥急ナル所ノ涯濱ニ
就キ之カ打衛防禦ヲナスヨリスヘシ、就中其主要トスル
所ハ川島町ヨリ上流及ヒ下流ニ於ケルノ幹川並ニ別宮川
トス。但シ別宮川ヲ先トスベシ其故他ナシ第十村堰球敷

示
しめしとすける
示
しめしとすける
示
しめしとすける

ガイヒ
涯濱ニミズベ
ウチボウゴ
打衛防禦。防さまゆる
トクニク
別宮・ヨリわけ
エニク
堰球・堰

除くことを希望する。

幸いに、この地の崩壊箇所では、私が提示した方法に従って、溪流を一方に遠ざけ川を修復することは困難ではない。

港があり、河川もある日本全国において言えることだが、吉野川全流域において、すでに述べたように、切畑は山地の荒廃を速めるものであるので、これを決然として禁止する必要がある。まして、開墾後わずか二・三年間の少々の収穫を期待するようなものであればことさらのことである。たとえ、山地を害しないような切畑であっても、あらかじめ役所の許可を得た後に開拓を実行させることも大切である。切畑開墾者は、まず山林監視者に役所の許可を示す書類を見せ、その後の開墾に着手するのが順序である。

治川工事

河川工事の着手は、まず水流衝突し崩壊が差し迫った水辺の防御から手をつけるべきである。中でも、その主なものは川島町より上流及び下流における吉野川幹流と別宮川である。ただし別宮川を先にすべきである。その理由は、第十堰が撤去された後では諸工事が極

※別宮川
七ページ参照

去ノ後ニ至リテハ諸工ノ造營更ニ甚々艱難トナルヘキノ理ナルヲ以テナリ。
 砂碛ノ流出ニ幾分力減少アルノ曰ヲ待テ岩津、池田間通船路ノ改修ヲナスヘシ其之ヲ改修スルニハ水行ノ不整ナル所ヲ擇ンテ之ヲ調理シ且ツ岩塊ノ危険ナル者ヲ取テ之ヲ除クヲ第一着トス
 第十村ヨリ下流ニ於ケル吉野川ノ如キハ既ニ已ニ其美ヲ損スルコト甚太シク今之ヲ何用ニ供セントスルモ施工ノ不利ナル點ヲ可ラザル者アリ。故ニ巨額ノ費ヲ抛ケ其改修ヲ計ラントスルハ斷シテ得策ニ非ザルヲ以テ我ハ敢テ觀申セズ。幹流ニ向ヒ通船ノ便ヲ圖カントスルニハ必シモ此未流ナラズ其理ハ下流ニ載スル第十村堰埭存廢ノ問題解説ヲ看ラルノ後ニ明カナルヘシ。唯タ吉野木流ヲシテ自檢全ク不用ノ者トナラシメサランカ為ニ徳島撫養間通船路ニ当レル廣島村ヨリ下流ヲ改修シ而シテ前ニ述フル所ノ如ク坂東村近傍三ヶ所ノ谷ニ土砂扞止ノ術ヲ設ケンコト又々緊要ナルノ

スィヨウ
水行ノ流向

スデ
既ニ已ニ。既ニ

カンシ
觀申セズ。とくと念を入れて述べず

カンシ
扞止ノ防止

めて困難になるからである。

砂礫の流失が幾分か減少するのを待って、岩津・池田間の通船路の改修をすべきである。改修には水流の不規則なところを選んで施工し、岩塊の危険なところを除去するのを第一とすべきである。

第十村（石井町第十）より下流における吉野川（旧吉野川）はすでにその利点を失っていること甚だしく今これをどのように利用するにしても施工の利益は言うほどのことはない。従って巨額の費用を投げ打ち改修を計画することは決して得策ではないので、私はあえて論じない。

幹流（第十堰より上流の吉野川）に向かって通船路を開くのは、必ずしも末流（旧吉野川）でなくとも良い。その理由については、次章の「第十村堰存廢の問題解説」を読まれた後には明らかになるだろう。ただ吉野川（旧吉野川）をこれから後、全く不要のものとならないために、徳島・撫養間の通船路にあたる広島村（松茂町広島）より下流を改修し、そうして前に述べたように板東村付近三か所の谷の土砂を止める手段を講じることが緊急を要する。